

# 鶴見川流域水マスタープラン

## 地球温暖化適応策の推進アクションプラン

～気候変動により増大する水災害リスクの低減に向けて～

### 【計 画 書】

1.	鶴見川流域水マスタープランの概要とアクションプランの位置づけ .....	1
2.	鶴見川流域の洪水時水マネジメントにおける温暖化適応策 .....	4
3.	本アクションプランの目的と内容 .....	7
4.	策定・実行主体 .....	21
5.	対象地域 .....	22
6.	対象年次 .....	22
7.	モニタリング .....	22
8.	役割分担 .....	22
9.	連絡窓口 .....	22
10.	担当者会議の開催経緯 .....	23
11.	補足事項 .....	23

平成30年1月

# 1. 鶴見川流域水マスタープランの概要とアクションプランの位置づけ

## 1.1 水マスタープランの概要と近年の動向

昭和 40 年代以降の急激な都市化に伴い、都市河川である鶴見川流域では、治水上・環境上などの水に関する様々な問題が顕在化してきている。また、近年の社会情勢においては、環境面や防災面、まちづくりの観点からも河川や流域に求められる要素が多様化している。

鶴見川流域では、昭和 50 年代より総合治水対策に取り組むなど、種々の対策が講じられ、一定の成果をあげてきたが、これは治水を中心とした機能に着目した対応であり、環境など他の機能に対して配慮が不十分、または支障となることも多く、水循環系全体の課題解決には至っていなかった。

このような状況を背景に、新しい枠組みと多様な連携・協働のもとで、水に関する諸課題を総合的にマネジメントし、「健全な水循環系の構築」に向けた各計画、施策を推進することを目的として、国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市からなる鶴見川流域水協議会により、「鶴見川流域水マスタープラン」が平成 16 年 8 月に策定された（稲城市については、平成 16 年 10 月に鶴見川流域水協議会へ参画）。



図 1 水循環系健全化イメージ



写真 鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典

鶴見川流域水マスタープランは、1) 治水安全度の向上（洪水時水マネジメント）、2) 平常時水量の適切化と水質の改善（平常時水マネジメント）、3) 流域の自然環境の保全回復（自然環境マネジメント）、4) 震災・火災時の安全支援（震災・火災時マネジメント）、5) 流域意識の啓発を目指す水辺ふれあいの促進（水辺ふれあいマネジメント）を5つの柱とし、実施にあたっては、トレードオフの関係にあるこれら流域の諸課題を総合的にマネジメントすることにより、流域の自然環境と人間の諸活動が共存する持続可能な流域社会の実現をはかるものである。

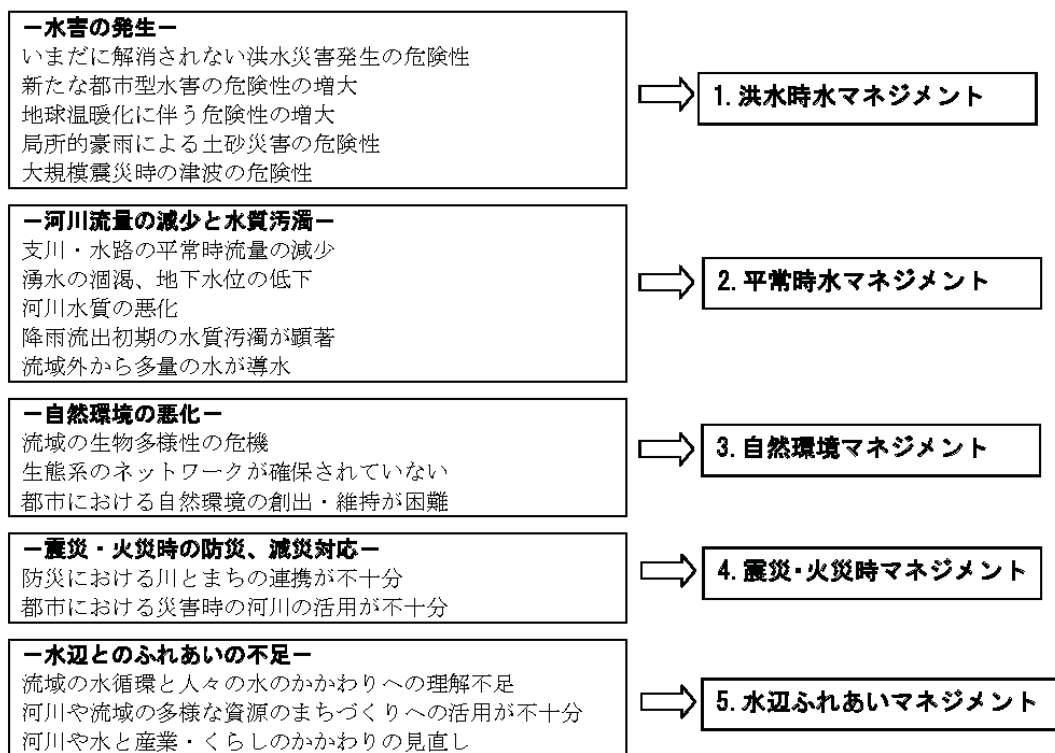


図 2 5つの流域水マネジメント

鶴見川流域水マスタープランが策定されてから10年の節目を迎えた平成25年度からは鶴見川流域水マスタープランの点検検討が実施された。その結果、市民、市民団体、企業、行政の取り組みにより、洪水被害の減少や水質の向上など多くの成果が上がっており、鶴見川流域水マスタープランの効果は大きいことが明らかとなった。しかし一方で、地球温暖化の影響への対応など、計画策定当初には見込んでいなかった新たな課題も生じており、鶴見川流域水マスタープランを見直し拡充する必要性も確認された。さらに、平成26年7月の水循環基本法の施行及び平成27年7月の水循環基本計画の閣議決定を受け、健全な水循環の構築に向けた法体制が整備されたことなどを踏まえ、平成27年12月に鶴見川流域水マスタープランの改定が行われた。

鶴見川流域水マスタープランの改定では、洪水マネジメントに関する目標として、地球温暖化適応策推進に関する目標が新たに掲げられた。鶴見川流域水協議会では、平成 22 年度より学識経験者から成る「気候変動に適応した治水対策検討専門部会」を設置し、鶴見川流域における気候変動の影響に係る治水上の課題や適応策等について検討を進めてきた。その結果、平成 26 年 7 月に提言書「地球温暖化適応策の推進アクションプランに向けて」がまとめられた。この提言書を受け、平成 27 年 12 月には鶴見川流域水協議会として地球温暖化適応策推進のための「行動方針」がとりまとめられ、マスタープランの改定に至った。

平成 27 年 12 月には、同年 9 月の関東・東北豪雨により発生した鬼怒川決壊による大規模浸水被害を受けて、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるための「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定された。本ビジョンに沿って、全ての国管理河川とその沿川市町村では、平成 32 年度を目途に、ハード対策とソフト対策が一体となった水防災意識社会を再構築する取り組みが進められているところである。鶴見川流域においても、「京浜河川災害情報協議会 多摩川下流部右岸・鶴見川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」が設置され、平成 28 年 10 月には多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針がとりまとめられ、5 年間で大規模水害に対して「逃げ遅れゼロ」および「社会経済被害の最小化」を目指すという減災目標が掲げられた。

鶴見川の流域は、首都東京と国際都市横浜の住宅域、さらには日本産業の中核を支えてきた京浜工業地帯を抱え、首都圏における社会・経済・文化等の基盤をなしている。また、鶴見川流域の自治体では近年観光客数の増大がみられ、特に来日外国人旅行者の伸び率が著しい。さらに、平成 31 年にはラグビー・ワールドカップ、平成 32 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、大会期間中には、鶴見川流域内に通常よりも多数の来訪者が訪れることが見込まれる。そのため、今後もより一層の危機管理が必要となる。

## 1.2 アクションプランの策定

アクションプランは、鶴見川流域水マスタープランの施策を着実に推進していくため「誰が、いつ、どこで、何をするか」を明確にし、目標期間を設定した具体的な実行計画として定めるものである。この計画については、市民、市民団体、企業、行政（国、都、県、市）の誰が主体的に行うかを明確にし、連携・協働をはかりながら進めることを基本とする。

アクションプランの適切な進行管理を行い、かつ社会状況に応じた計画の見直し（PDCA サイクルの採用）をはかることを重視するため、アクションプランの目標は数カ年の短期的な期間で設定する。また、目標期間を経過した際には進捗状況を踏まえ、新たなアクションプランに更新するなど、長期的な視点をもって施策を推進する。

アクションプランの計画内容及び進捗状況は、鶴見川流域水協議会のホームページで公表していく。

## 2. 鶴見川流域の洪水時水マネジメントにおける温暖化適応策

### 2.1 温暖化適応策の必要性

我が国の都市河川の先駆けとして、総合治水対策に取り組んできた鶴見川では、今までの流域一丸となった取り組みにより、治水安全度が向上している。しかし、施設整備は未だ整備途上にあり、施設能力を超える洪水による被害を十分に軽減することはできていない。

近年の日本及び世界で起こっている異常な豪雨や高潮被害にみられるように、地球温暖化に伴う気候変動の影響はすでに顕在化しつつある。流域の都市化が著しく進行した鶴見川は、地表を覆う構造が大きく変化し、浸透が少なく降水の多くが流出するため、他河川にも増して地球温暖化による気候変動の影響を受けやすいと考えられる。

こうしたことから、鶴見川流域において水害に対する安全度の維持と向上をはかるためには、これまで整備された既存ストックの有効活用及び今後の更なる対策を流域一丸となって施すことにより、将来も見据えた温暖化への適応策を的確かつ効果的に推進する必要がある。

### 2.2 温暖化適応策の理念と目標

鶴見川流域においては、“地球温暖化により激化する豪雨”だけでなく“今日にでも発生しうる豪雨”によっても甚大な被害が生じうる。そのため、鶴見川流域における温暖化適応策では、今後増加する外力に対して治水施設や流域対策等で対処するという考え方ではなく、顕在化している豪雨に対し、すでに実施されている施策を含めて適応策として位置づけ、さらに推進することに加え、現在の施設能力を大きく超えるような低頻度であるが大規模な豪雨による最悪のシナリオも想定して対応を検討することを基本とする。このように、様々な事象を想定し、浸水が発生した場合の被害を少しでも低減させることで、被害を最小限にとどめ犠牲者ゼロの安全・安心のまちづくりを実現することを目指す。

温暖化適応策は、必ずしも単一の対策で十分な効果を得るものではなく、対策内容や効果量が様々である対策群の重層的な効果により目標達成を目指すものであり、市民、市民団体、企業、行政が連携し、流域一体となった取り組みを推進していく。また、行政機関内の部門間、部署間の連携の強化や地球温暖化適応策の施策反映を前提とした事業決定プロセスの確立等の取り組みも重要である。

## 2.3 鶴見川流域水マスタープランにおける洪水時水マネジメントの施策体系

鶴見川流域水マスタープランの5つのマネジメントのうち「洪水時水マネジメント」は、「洪水の危険から鶴見川流域を守る」ことを基本方針としている。図3に平成27年12月に改定した鶴見川流域水マスタープランの洪水時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系の一覧を示す。

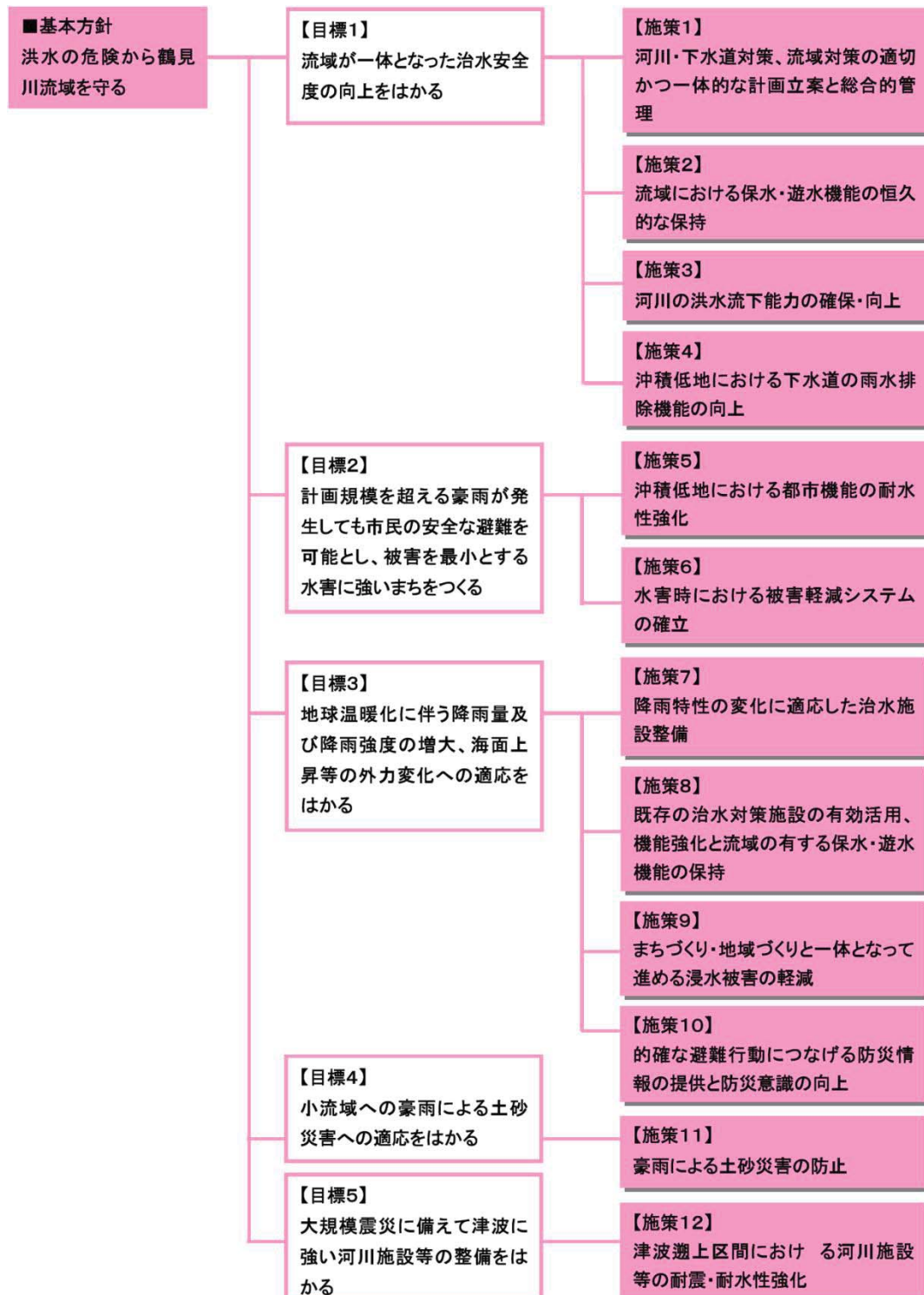


図3 洪水時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系一覧

洪水時水マネジメントでは、【目標3：地球温暖化に伴う降雨量及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応をはかる】として、地球温暖化適応策を位置付けている。

【目標3】の達成のための施策としては、表1に示すように、「施策7：降雨特性の変化に適応した治水施設整備」、「施策8：既存の治水施設の有効活用、機能強化と流域の有する保水・遊水機能の保持」、「施策9：まちづくり・地域づくりと一体となって進める浸水被害の軽減」、「施策10：的確な避難行動につなげる防災情報の提供と防災意識の向上」が掲げられている。また、これらの施策は、水マスタープラン全体の施策のなかで、重点的・優先的に取り組むべき施策として位置付けられている。

表1 洪水時水マネジメント【目標3】達成のための施策一覧

基本方針	計画目標	施策 (大分類)	施策 (中分類)	施策 (小分類)
洪水の危険から鶴見川流域を守る	【目標3】地球温暖化に伴う降雨量及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応をはかる	【施策7】降雨特性の変化に適応した治水施設整備	外水氾濫及び内水浸水の発生頻度を低減	河道整備を促進する
				放水路の整備（新設）を推進する
				下水道の整備（雨水管の整備、下水道網のリアルタイムオペレーション）を推進する
				雨水貯留施設等の整備を推進する
				既成市街地での貯留や浸透施設（地下雨水貯留、多孔質の軽石を屋上に敷設する流出抑制設備、駐車場の緑化・浸透）を促進する
				防災調整池の更新・統廃合を推進する
		【施策8】既存の治水施設の有効活用、機能強化と流域の有する保水・遊水機能の保持	外水氾濫量及び内水氾濫量を低減	堤防の強化を推進する
				遊水地の施設改良を推進する
				ポンプ場の耐水化を推進する
				下水道ポンプの増強に努める
				下水道の危機管理システムの構築を推進する
				雨水貯留施設の改良を推進する
				雨水浸透施設の新設や施設改良（大規模化、浸透機能の付加）を推進する
				保水機能を有する土地の保全を推進する
		【施策9】まちづくり・地域づくりと一体となって進める浸水被害の軽減	被害を小さくする構造転換	地下施設や工場の浸水防止施設（止水板、盛土など）の整備を促進する
				宅地嵩上げ、建物の耐水化等を推進する
大規模な安全地域の造成を推進する				
土地の利用規制（用途地域の変更）を推進する				
【施策10】的確な避難行動につなげる防災情報の提供と防災意識の向上	発災時の被害を最小化する適応策	情報提供、啓発行動を推進する		
		的確な情報収集、情報発信に努める		
		避難計画の作成に努める		
		洪水予測と情報周知、共有化に努める		
		情報提供の手法及び内容の改善に努める		
		複数の河川からの外水氾濫を受ける地域への適正な情報提供を推進する		
		迅速かつ確実な救助に努める		
速やかな復旧行動に努める				

### 3. 本アクションプランの目的と内容

#### 3.1 本アクションプランの目的

本アクションプランは、洪水時水マネジメントの【目標3：地球温暖化に伴う降雨量及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応をはかる】の実現を目指すことを目的とする。

#### 3.2 本アクションプランの内容

##### 内容1：「鶴見川流域水マスタープラン（平成27年12月改定）」の目標3に掲げた28施策を推進する

- 28施策の実施を推進して、犠牲者ゼロの安全・安心のまちづくりを進める。
- 28施策の具体的内容を3.3に、施策の一覧表を別紙1に示す。

鶴見川流域における温暖化適応策では、今日にでも発生しうる豪雨（ゲリラ豪雨等のすでに顕在化しつつある事象）に対する取り組みを推進するとともに、地球温暖化により激化する豪雨（現在の施設能力を大きく超えるような低頻度であるが大規模な豪雨による最悪のシナリオ）も想定した対応を検討する。

今日にでも発生しうる豪雨に対する防災対策は、短期的（10年以内）に取り組むもの、中長期的（10~30年以降）に取り組むものに整理し、実施していく。短期的に取り組むべき施策については5~10年程度での実施内容を設定し、適切に進行管理を行うものとする。

さらに、地球温暖化により激化する豪雨についても、増加する降雨量に対処していくための取り組みや、被害を小さくする構造転換や災害に強い地域づくり等、中長期的な施策実施に向けた検討を進める。

##### 内容2：温暖化に適応する新規施策の位置付けに向けた検討を実施する

- 総合治水の理念を強化・発展させる新たな施策を検討する。
- 新規施策として位置付け可能な対策について、内容1で定める施策に追加する。
- 新規施策候補を別紙2に示す。なお、本新規施策候補は新規施策として位置付け可能となった段階で、内容1で定める施策に追加する。

現在の想定以上の降雨が発生する可能性は常にあるため、本アクションプランに位置付けられている以外の施策についても適宜追加していく。



**内容 3：温暖化適応策に関する現状や最新情報に基づいて、本アクションプランを弾力的に見直すなど順応的な対応をはかる**

○温暖化適応策に関する以下の事項について協議する。

- ・温暖化適応策に関する各種情報の共有
- ・内容 1 及び内容 2 の実施状況の共有
- ・各実施主体の取り組み状況
- ・小分類 1 から 28 の施策間連携の検討と関連図の作成および計画書の内容 1 への記載
- ・アクションプランの改定の必要性
- ・次期アクションプランについて
- ・その他必要な事項

我が国の地球温暖化適応策については、「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定及び「国土交通省気候変動適応計画 ～気候変動がもたらす我が国の危機に総力で備える～」がいずれも平成 27 年 11 月に公表され、本格的な取り組みが始まったところである。また、地球温暖化を考慮した将来の豪雨規模や海面上昇等の予測技術の開発も進められている。このような現状を踏まえると、技術開発や制度整備が今後急速に進むことが想定される。したがって、社会的情勢の変化及び豪雨規模や海面上昇等の変化に関する最新知見や観測データの蓄積等に対応して、施策の内容を弾力的に見直すなど随時順応的な対応を行うものとする。

### 3.3 鶴見川における地球温暖化適応策

鶴見川における地球温暖化適応策 28 施策の概要を以下に示す。1 から 28 の小分類毎に、本アクションプランに新規に位置づける施策の具体的施策内容と実行主体、実施期間を表形式で抽出している。既存計画等に基づき継続的に実施していく施策については、本文中に概要のみを記載している。

なお、各施策の根拠となる計画、設定期間、モニタリング指標等を含む詳細な内容は別紙 1 に一覧表で掲載している。

各施策には、「実行主体」と「実行主体への協力」を明記しており、それぞれ以下のとおり設定している。

「実行主体」は主に以下に示す考え方に基づき設定している。

施策の内容	実行主体の設定
流域全体としての方向性について、流域一丸となって協議・検討する施策	流域水マスタープランの全関連主体
既定計画の見直しの必要性等を検討する施策	既定計画等の策定主体
施設の整備・改良、事業の実施、取り組み等に係る施策	対象とする施設等の管理者・事業実施者または将来的にその可能性がある者
民間等による整備や取り組みを促進する施策	民間等に対する規制・指導等実施主体
新規に検討を進めるにあたり、情報共有・協議のための検討実施や調整が必要な施策	情報共有・協議のための検討実施や調整を行う主体（主に事務局として京浜河川事務所）

「実行主体への協力」は、今後検討を進めるにあたり、情報提供や協議の場への参加等により協力する者とする。

なお、本アクションプランに位置付けられている施策には、施策の有効性の検証や制度確立等に向けた情報共有や可能性の検討を開始する段階のものも含まれる。そのため、本アクションプランにおいて実行主体であるからといって将来的に関連事業の実行主体になるとは限らない。

以下の施策内容表および別紙 1 では、凡例として「●：施策の実行主体 ○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）」という表記を用いている。

#### 3.3.1 【施策 7】 降雨特性の変化に適応した治水施設整備

整備途上にある鶴見川流域にあつては、河川整備計画や流域水害対策計画等の現行計画に基づき、引き続き洪水を安全に流下すべく施設能力の向上に努め、浸水被害の予防・低減に積極的に取り組む。

##### 【小分類 1】 河道整備を促進する

鶴見川河川整備計画や流域水害対策計画等の現行計画に基づき、河川管理者は河道断面の確保対策や洪水調節施設の整備を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ●東京都 ●神奈川県 ●横浜市 ●川崎市	近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の目標や内容等の見直しの必要性を継続的に検討する。	中長期

●：実行主体      ○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

### 【小分類 2】放水路の整備を推進する

鶴見川河川整備計画に基づき、河川管理者は放水路の整備に関する検討を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ●東京都 ●神奈川県 ●横浜市	近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、河川整備計画の見直しの必要性を継続的に検討する。	中長期

### 【小分類 3】下水道の整備を推進する

鶴見川流域水害対策計画及び各市の下水道計画に基づき、下水道管理者は雨水排除の整備を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●川崎市	浸水リスクの高い地区を重点化地区として位置付け、整備水準を上げて施設整備を進めており、今後新たな重点化地区の検討を進める。	短期
●稲城市	平成 32 年度までに雨水排水整備計画を策定し、雨水排水整備を進める。	短期
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ○町田市 ○稲城市	下水道施設のリアルタイムオペレーションに関する最新の技術的・制度的情報を収集し、情報共有をはかる。	中長期
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、既定計画の点検や新規施策の必要性について継続的に協議する。	中長期

#### 【小分類 4】 雨水貯留施設等の整備を推進する

鶴見川流域水害対策計画に基づき、河川管理者は河川調整池の検討、整備を引き続き実施する。また、地方公共団体等（河川管理者、下水道管理者以外の者）は、公共施設等における雨水貯留施設等の整備を引き続き実施する。

また、各自治体の条例や開発指導要綱、特定都市河川浸水被害対策法等に基づき、開発行為や建築行為など流出量が増大する行為に対し、流出抑制施設の設置の義務付けや指導を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川	河川整備計画に位置付けられている河川調整池の新規整備の検討をする中で、想定最大規模の外力が発生した際にも一定程度の効果が期待できるかどうか、既存フィールドを利用したデータの取得や治水効果の調査を実施する。	短期
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	公共による雨水貯留施設等の整備をさらに推進させるための方法について、最新情報を収集し、情報共有をはかる。	短期
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の目標や内容等の見直しの必要性を継続的に検討する。	中長期

#### 【小分類 5】 既成市街地での貯留や浸透施設を促進する

鶴見川流域水害対策計画に基づき、住民等による各戸の雨水貯留・浸透施設の設置等を促進するための啓発活動を引き続き実施する。また、鶴見川流域水マスタープランに基づく「雨水浸透の促進に向けたアクションプラン」で掲げた施策を引き続き実施する。

また、各自治体の条例や開発指導要綱等に基づき、市街地開発事業や中高層建築物・宅地等に対し、雨水浸透や貯留施設の設置を引き続き指導する。さらに、各戸レベルでの雨水貯留タンクや雨水浸透ます設置促進のための PR 活動や助成制度などを引き続き運用する。

### 【小分類 6】 防災調整池の更新・統廃合を推進する

今後も既設の公共の防災調整池の機能が恒久的に維持されるよう、防災調整池の更新を支援したり、効果がより大きくなるよう防災調整池の統合や機能向上を進めたりするための制度や仕組みについて検討を進めるため、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市	既設の公共の防災調整池について、統廃合等による機能向上に関するパイロット整備の可能性を検討する。	短期
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	既設の公共の防災調整池について、統廃合等による機能向上の可能性及びその効果について情報共有を行う。	短期

### 3.3.2 【施策 8】 既存の治水施設の有効活用、機能強化と流域の有する保水・遊水機能の保持

これまで整備してきた施設の効果の確実性を高めるとともに、地球温暖化により増大する外力に対しても施設の効果を最大限発揮させるため、既存施設の有効活用や活用のためのルール整備を進める。

実施にあたっては、流域の有する自然の保水・遊水機能など、地域が有する特性を考慮し、それぞれの地域に適した施策を継続して行う。

### 【小分類 7】 堤防の強化を推進する

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、河川の流下能力の能力を上回る外力が発生した際に、堤防決壊に至る時間を少しでも引き延ばし、避難等のための時間をできる限り確保することを可能とするため、堤防における「堤防天端の保護」、「堤防裏法尻の補強」等の堤防構造を工夫する対策を実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川	減災に係る取組方針で対象となっていない河川・区間についても、堤防強化実施の必要性を継続して検討し、必要に応じて実施する。	短期

### 【小分類 8】遊水地の施設改良を推進する

鶴見川河川整備計画に基づき、河川遊水地等の能力を整備目標流量に対して最大限に活用できるように、既設河川遊水地の堰高等を整備目標流量にあわせて改良する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川	多目的遊水地の機能を最大限活用するため、可動堰化及びリアルタイムオペレーションによる洪水調節の可能性について調査を進める。	中長期

### 【小分類 9】ポンプ場の耐水化を推進する

浸水時においても災害対応を継続するための施設が浸水時に機能不全に陥らないよう、電源設備、操作盤、燃料タンク、建屋開口部等の耐水化をはかる対策等を継続して行う。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市	ポンプ場の浸水リスクを評価し、ポンプ場の耐水化計画を検討するための最新情報を収集し、情報共有をはかる。	短期

### 【小分類 10】下水道ポンプの増強に努める

河川の流下能力とのバランスにも配慮しつつ、下水道ポンプの増強の必要性に関する検討を行うため、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市	気候変動による外力の増大や海面水位の上昇等の影響により内水の排水条件が厳しくなることに伴う浸水などへの影響を検討するための最新情報を収集し、情報共有をはかる。	中長期

### 【小分類 11】下水道の危機管理システムの構築を推進する

鶴見川流域水害対策計画に基づき、ポンプ運転調整の時間短縮やトータルの浸水被害を低減するためのポンプ運転調整ルールについて、引き続き協議・検討を行う。

また、雨水貯留施設の浸水被害軽減効果の検証を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	異常浸水時の被害軽減のため、雨水貯留管を最大限活用する危機管理運用について、最新情報を収集し、情報共有をはかる。	中長期

### 【小分類 12】雨水貯留施設の改良を推進する

既設の公共の雨水貯留施設を最大限活用するための取り組みとして、オリフィスの改良の実験等を引き続き進める。

その他、発生頻度の高い豪雨だけでなく、発生頻度の低い大規模な外力に対しても一定の効果が発揮できるよう、施設改良の方策を継続的に検討していくため、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> </ul>	既設の公共の雨水貯留施設について、増築や改良等の機能向上に関するパイロット整備の可能性を検討する。	短期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>●東京都</li> <li>●神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> <li>●稲城市</li> </ul>	既設の公共の雨水貯留施設の増築や改良等による機能向上について、先行的な取り組みに関する情報共有を行い、鶴見川流域内で推進するうえでの課題や方向性を確認する。また、雨水貯留施設の多目的利用促進のための制度整備や民間との連携方策も含めた防災調整池の機能向上に向けた方策を協議・検討する。	短期

### 【小分類 13】雨水浸透施設の新設や施設改良（大規模化、浸透機能の付加）を推進する

鶴見川流域水害対策計画や鶴見川流域雨水浸透アクションプランに基づき、雨水浸透施設の設置や既存防災調整池の浸透化実験、浸透対策に関する PR 活動等を引き続き実施する。

また、各自治体の条例や開発指導要綱等に基づき、開発行為や建築行為など流出量が増大する行為に対し、流出抑制施設の設置の義務付けや指導を引き続き実施する。さらに、各戸レベルでの雨水浸透ます設置促進のための助成制度を引き続き運用する。

雨水浸透施設の新設や施設改良は、様々なタイプの豪雨に対して効果が期待でき、想定最大規模の外力による浸水の軽減にも一定の効果が期待できる。

### 【小分類 14】保水機能を有する土地の保全を推進する

鶴見川流域の約 14%（約 3,200ha）を占める保水機能を有する土地（森林保全、遊休地や空き地の緑化等）は、流域からの流出抑制に大きく寄与しているため、市民や企業の協力を得つつ、これらの土地のさらなる保全や拡大を推進する。森林保全や緑地化は、想定最大規模の外力や地球温暖化による外力の増大に対し、流出抑制効果を発揮できるだけでなく、地球温暖化緩和策にもなり得る。

各自治体は、緑地保全制度に基づく指定の拡大・買取りなどによる緑地保全を継続して実施する。また、各自治体の条例や開発指導等に基づき、緑化の義務付けや指導を継続して実施する。さらに、助成制度や PR 活動などを通じ、企業や市民、NPO による緑化の取り組みを促進する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> </ul>	緑地保全制度に基づく指定の拡大・買取りなどに関する流域全体としての目標を平成 30 年度までに設定し、新たな緑地の法的保全を今後も実現していく。	短期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町田市</li> </ul>	開発等に伴う緑地義務付けの制度について、適用範囲の拡大を検討する。	短期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>●東京都</li> <li>●神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> <li>●稲城市</li> </ul>	（小分類 15 と同じ） 保水地域や遊水地域等、流域内の保全すべき重要地域を指定し、指定地域における開発や盛土等行為を規制したり、開発がやむを得ない場合には代替措置を義務付けることを可能とする仕組みを検討する。	中長期



### 【小分類 15】土地の利用規制（遊水機能を有する土地）を推進する

鶴見川中流域および恩田川下流域の沿川には、遊水地域を有する水田や未利用地があり、洪水の流出抑制機能を果たしている。しかし近年、遊水地域における開発や盛土行為等が確認されている。遊水地域を含む市街化調整区域では、これまでの約 10 年間で約 150 件の開発が行われている。

各自治体は、既往計画に位置付けられている事業の実施等を通じ、保水・遊水機能を有する農地の保全を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。なお、土地の利用規制に限らず、適宜遊水機能を有する土地を拡大することも考慮する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>●東京都</li> <li>●神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> <li>●稲城市</li> </ul>	<p>現行の開発許可制度では、遊水地域の土地利用や盛土等行為等、開発計画の情報が事前審査の段階で河川管理者と共有されていない場合もあるため、流域全体として、流域内の保全すべき地域における開発行為や計画を各主体が総合治水の観点を含めて総合的にチェックするための体制や仕組みづくりを進める。</p>	短期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>●東京都</li> <li>●神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>●町田市</li> <li>●稲城市</li> </ul>	<p>(小分類 14 と同じ) 保水地域や遊水地域等、流域内の保全すべき重要地域を指定し、指定地域における開発や盛土等行為を規制したり、開発がやむを得ない場合には代替措置を義務付けることを可能とする仕組みを検討する。</p>	中長期

### 【小分類 16】日常の維持管理の実施に努める

道路路面排水や下水道施設等の浸水リスクを軽減するための施設が正常に機能するよう、ごみ投棄の撲滅に関する啓発活動や市民との連携による清掃・除草活動等により、施設のごみによる閉塞を防いだり、大雨時または定期的な巡視・点検を行ったりすることで、施設の機能維持に努める。

### 3.3.3 【施策 9】まちづくり・地域づくりと一体となって進める浸水被害の軽減

浸水した場合に被害が大きくなるおそれのある地域では、地域やまちづくりと一体となって住まい方の工夫や施設対策を施すことにより浸水時の被害軽減をはかる。

### 【小分類 17】地下施設や工場の浸水防止施設（止水板、盛土など）の整備を促進する

浸水した場合に被害が大きくなる地下施設や工場への浸水防止施設の整備を促進するための施策を引き続き実施する。流域内における全ての大規模地下施設への入り口への止水板設置について啓発活動に努める。また、地下街や大規模工場による浸水防止計画の作成を引き続き推進する。さらに、自衛水防組織の設置等についても引き続き推進する。

### 【小分類 18】 宅地嵩上げ、建物の耐水化等を推進する

大規模な洪水が発生した際に浸水深が大きくなるおそれがある地域においては、宅地の嵩上げや建物の耐水化等による被害の回避・軽減が有効であるため、低地の土地の改良に必要な資金の融資等を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>○横浜市</li> <li>○川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	<p>市民や企業による宅地嵩上げなど建物の耐水化の取り組みを促進するため、様々な外力による浸水リスクの情報を作成し、どの程度の被害が発生する可能性があるかについて、わかりやすい情報を提供する。</p> <p>低地地域であっても地域全体の被害軽減の観点から、盛土に適さない地域があるため、きめ細やかな情報提供を行う。</p>	中長期

### 【小分類 19】 大規模な安全地域の造成を推進する

拡散型氾濫域で低平な土地が広く広がる地域について、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	<p>大規模な洪水氾濫時にも低地地域でも安全な避難場所を確保できるよう、大規模な高台（防災テラス）の造成に向けた取り組みや技術的・制度的制約について、最新情報を収集し、情報共有をはかる。</p>	中長期

### 【小分類 20】 土地の利用規制（用途地域の変更）を推進する

地形的に浸水頻度が高く、浸水深が大きくなるおそれがある地域については、浸水時に垂直避難が可能となるよう、新たに低層住居専用地域に指定しないなど、用途地域の指定において引き続き考慮していく。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>●横浜市</li> <li>●川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	<p>浸水深が大きくなるおそれがある低地地域において用途地域の変更や危険区域の設定等について、最新情報を収集し、情報共有をはかる。</p>	中長期

### 3.3.4 【施策10】的確な避難行動につなげる防災情報の提供と防災意識の向上

流域全体で施設整備を重点的に進めても水害等を完全に防御することはできないため、発災のリスクを低減させる方策に加えて、地域の氾濫・浸水特性に応じて発災時の被害を最小化する方策を実施していく。

#### 【小分類21】情報提供、啓発行動を推進する

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、流域住民の防災意識の向上や安全かつ確実な避難行動につなげるための情報提供（市民向け、マスコミ向け等）や啓発行動を推進する。

また、土砂災害計画区域等の指定や、市民や学校、企業など多様な主体との協働による保水力・土砂災害力の高い流域づくり等に対する普及啓発を引き続き実施する。

さらに、流域全体としての浸水リスクや防災の取り組みについて啓発行動を進めることにより、流域内のそれぞれの地域が有する保水・遊水機能や、上流の対策が下流の被害軽減につながるなどについて理解を広め、流域への貢献意識が高まるような環境を醸成する。

#### 【小分類22】的確な情報収集、情報発信に努める

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、住民の避難行動や迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供、洪水予報等の情報発信等を引き続き実施する。

また、土砂災害情報を収集し、情報発信や応援体制の確保に役立てる。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市	鶴見川流域には、貯留施設や地下施設が多数あり、洪水時の各施設の状況や洪水氾濫の危険性をトータルとして把握し、判断につなげることを難しくしている。このため、適時適切な情報発信をすべく的確な情報収集システム構築に向けた検討を進める。	短期

#### 【小分類23】避難計画の作成に努める

施設能力を上回る外力の発生に備え、的確な避難のための備えの充実をはかる。「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、想定最大規模洪水に伴う洪水浸水想定区域内の地下街等施設、災害時要配慮者利用施設、大規模工場等の抽出を行い、避難計画等の作成について啓発活動を実施する。

#### 【小分類 24】洪水予測と情報周知、共有化に努める

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するためのリアルタイム情報の提供を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>○横浜市</li> <li>○川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	鶴見川流域は、外水氾濫と内水氾濫による浸水の両方のリスクを抱えている。そのため、河川氾濫に関する情報だけでなく、下水道施設の水位等の内水氾濫情報も含め、リアルタイムで情報提供する仕組みについて最新情報を収集し、情報共有をはかる。	短期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> <li>○東京都</li> <li>○神奈川県</li> <li>○横浜市</li> <li>○川崎市</li> <li>○町田市</li> <li>○稲城市</li> </ul>	下水道の状況を考慮した洪水予測システムの導入を検討する。	短期

#### 【小分類 25】情報提供の手法及び内容の改善に努める

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、避難行動の向上につなげるための情報提供の手法や内容の改善に努める。具体的には、従前の情報だけでなく多様な媒体を活用し、避難行動に資する情報発信を引き続き行う。また、情報提供の手法及び内容の改善に向けた検討を実施する。

#### 【小分類 26】複数の河川からの外水氾濫を受ける地域への適正な情報提供を促進する

今後増々激化する豪雨により、複数の河川で外水氾濫が同時に発生する可能性が高まっている。このため、こうした影響を受ける区域については、誤解や誤った避難行動につながらないように、鶴見川だけでなく、多摩川水系等の他河川からの氾濫があった場合の情報を適切に提供するなど対策を講じる。他の流域河川の水位や雨量等のリアルタイム情報を鶴見川の情報とあわせてホームページで提供するなどの施策を引き続き実施する。

その他、新規に以下の施策を実施する。

実行主体	施策内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>●京浜河川</li> </ul>	氾濫域が重複する複数河川の各単独河川洪水浸水想定区域図を用いて、同時氾濫が発生した際の留意点について、住民等へ周知する。	短期

#### 【小分類 27】迅速かつ確実な救助に努める

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、洪水氾濫被害の軽減および避難時間の確保のための水防活動の取り組みを促進する。洪水氾濫・浸水している地域で迅速な救助を行うためには、関係機関での情報共有が必要不可欠であるため、避難勧告の発令に着目したタイムラインを作成し、平時から連絡・連携体制を整え合同訓練等を実施する。

#### 【小分類 28】速やかな復旧行動に努める

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部右岸・鶴見川の減災に係る取組方針に則り、一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組みを実施する。排水施設の情報共有や、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成や、排水訓練を実施する。また、災害が発生した際には、復旧工事等による速やかな被災箇所の復旧を実施する。

#### 4. 策定・実行主体

本アクションプランは、以下の鶴見川流域における自治体の関連部局が主体となり、策定・実行をはかる。

表 2 アクションプラン策定・実行主体担当課一覧

自治体	部局	担当課	◎：幹事
東京都	都市整備局都市づくり政策部	広域調整課	
	都市整備局都市基盤部	調整課	
	建設局河川部	計画課	◎
神奈川県	環境農政局環境部	環境計画課	
	県土整備局河川下水道部	河川課	◎
	横浜川崎治水事務所	河川第一課	
	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	工務課	
横浜市	道路局河川部	河川計画課	◎
	道路局河川部	河川管理課	
	道路局計画調整部	企画課	
	環境創造局下水道計画調整部	下水道事業マネジメント課	
	環境創造局政策調整部	政策課	
	環境創造局下水道管路部	管路保全課	
	環境創造局下水道施設部	下水道施設管理課	
	環境創造局下水道施設部	下水道施設整備課	
	環境創造局下水道施設部	下水道設備課	
	環境創造局みどりアップ推進部	みどりアップ推進課	
	環境創造局みどりアップ推進部	農政推進課	
	総務局危機管理部	危機対処計画課	
	総務局危機管理部	緊急対策課	
	都市整備局企画部	企画課	
	建築局建築指導部	建築企画課	
	建築局企画部	都市計画課	
温暖化対策統括本部企画調整部	調整課		
川崎市	総務企画局	危機管理室	
	建設緑政局道路河川整備部	河川課	
	建設緑政局総務部	企画課	◎
	まちづくり局指導部	宅地企画指導課	
	まちづくり局計画部	都市計画課	
	上下水道局下水道部	下水道計画課	
	消防局警防部	警防課	
	環境局地球環境推進室	—	
高津区役所まちづくり推進部	企画課		
町田市	下水道部	下水道総務課	◎
	下水道部	下水道整備課	
	下水道部	下水道管理課	
	都市づくり部	土地利用調整課	
	都市づくり部	建築開発審査課	
	都市づくり部	公園緑地課	
	防災安全部	防災課	
	経済観光部	農業振興課	
	経済観光部	北部丘陵整備課	
稲城市	都市建設部	管理課	◎
	都市建設部	下水道課	
	市民部	環境課	
	消防本部	防災課	
国土交通省	京浜河川事務所	流域調整課	◎
	京浜河川事務所	防災情報課	

## 5. 対象地域

- ・本アクションプランは、鶴見川流域の全域を対象とする。

## 6. 対象年次

- ・策定年度から5ヵ年後を対象年次と設定する。

(対象年次：平成29年度～平成33年度)

なお、平成33年度以降もアクションプランの更新等を行っていき、継続的に取り組む。

## 7. モニタリング

- ・個別施策の進捗・検討状況については、担当者会議の場において定期的に報告・確認する。さらに、鶴見川流域水委員会・鶴見川流域水懇談会へ報告し、公表する。

## 8. 役割分担

- ・京浜河川事務所及び各自治体は、各施策を実施するとともに、進捗のモニタリングや順応的な対応方法について検討する。
- ・担当者会議は毎年1回程度開催し、事務局は京浜河川事務所とする。

## 9. 連絡窓口

東京都 : 建設局 河川部 計画課

神奈川県 : 県土整備局 河川下水道部 河川課

横浜市 : 道路局 河川部 河川計画課

川崎市 : 建設緑政局総務部 企画課

町田市 : 下水道部 下水道総務課

稲城市 : 都市建設部 管理課

国土交通省 : 京浜河川事務所 流域調整課

## 10. 担当者会議の開催経緯

	開催日	主 な 議 事
第 1 回	H26.12.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「気候変動に適応した治水対策検討専門部会」の位置付け</li> <li>・ 「地球温暖化適応策の推進アクションプランに向けて」提言書の内容確認</li> </ul>
第 2 回	H27.3.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプランに向けて</li> <li>・ 具体的な適応策の検討に関する自治体意見</li> <li>・ 「地球温暖化適応策」推進アクションプラン 関連部局調査</li> </ul>
—	H27.6.4	鶴見川流域水協議会 地球温暖化適応策に関する意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鶴見川流域がおかれている状況</li> <li>・ 適応策推進アクションプラン策定の進め方について</li> <li>・ 治水対策・流域対策を進めていく上での課題や要望・その他</li> <li>・ 地球温暖化適応策推進アクションプランの策定について</li> </ul>
第 3 回	H27.8.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各機関の行動方針検討状況の紹介</li> <li>・ 検討内容に関する意見交換</li> </ul>
第 4 回	H28.7.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（素案）について</li> <li>・ 素案に関する意見交換</li> </ul>
第 5 回	H28.9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（原案）について</li> <li>・ 原案に関する意見交換</li> </ul>
第 6 回	H29.3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（案）について</li> <li>・ 案に関する意見交換</li> </ul>
第 7 回	H29.10.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（案）について</li> <li>・ 案に関する意見交換</li> </ul>
第 8 回	H29.12.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（案）に関する合意</li> <li>・ 地球温暖化適応策の推進アクションプラン（案）を流域水委員会及び作業部会の審議にかけることに関する確認</li> </ul>

## 11. 補足事項

- ・ 本アクションプランの施策については、鶴見川流域水マスタープランの洪水時水マネジメントの「目標 1：流域が一体となった治水安全度の向上をはかる」、「目標 2：計画規模を超える豪雨が発生しても市民の安全な避難を可能とし、被害を最小とする水害に強いまちをつくる」、「目標 4：小流域への豪雨による土砂災害への適応をはかる」等の他の目標の達成に向けた施策と重複する内容も含まれる。
- ・ 現時点では水災害リスクの低減に向けた施策を優先して検討するものであるが、今後は環境面等への対策についても検討していく予定とする。

以 上



●：施策の実行主体、○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

【目標 3】 地球温暖化に伴う降雨量及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応を促す	今日でも発生しうる豪雨（ゲリラ豪雨等の既に顕在化しつつある豪雨）に対する防災対策		地球温暖化により悪化する豪雨（低頻度であるが大規模な豪雨による農地のシナリオ）に対する適応対策									
	施策分類	小分類	根拠となる計画	設定期間	各施策内容	モニタリング指標	実行主体	実施主体	モニタリング指標	各施策内容	実施主体	
【施策 7】 気候特性の 変化に適応 した治水施 設整備	1	河川整備を促進する	河川整備計画	継続（短期）	①銀行計画に基づき、河川整備（河堤改修、洪水調節施設整備等）を継続して実施する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	①実施する事業を明記して事業を推進する施策 ②事業進捗を明記しないが、積極的に推進する施策 ③事業進捗を明記しないが、必要に応じて進捗を把握する施策 ④施策の進捗、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	●●●●●	●●●●●	
			新たに推進する施策	継続（中長期）	③放水路の整備に関する検討を継続的に実施する。	長	●	●●●●●	●●●●●	④近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の目標や内容等の見直しを継続的に検討する。	●●●●●	●●●●●
	2	放水路の整備（新設）を推進する	河川整備計画	継続（中長期）	③放水路の整備に関する検討を継続的に実施する。	完了形式/計画進捗	●	●●●●●	●●●●●	④近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、河川整備計画の内容等の見直しを継続的に検討する。	●●●●●	●●●●●
			新たに推進する施策	継続（中長期）	①銀行計画に基づき、浸水リスクの高い地区の対策整備を継続して実施する。	計画	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、河川整備計画の内容等の見直しを継続的に検討する。	●●●●●	●●●●●
	3	下水道の整備（雨水管の整備、下水道のアップグレード、マンホールレーン）を推進する	河川整備計画	継続（短期）	①下水道の整備（雨水管の整備、下水道のアップグレード、マンホールレーン）を推進する	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④下水道の整備のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
			新たに推進する施策	継続（短期）	③平成32年度までに雨水貯留施設等の整備を推進し、雨水排水整備を進める。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④近年の大雨等の発生頻度の増加や社会情勢の変化等を踏まえ、既定計画の進捗や新施策の必要性について継続的に協議する。	●●●●●	●●●●●
【施策 8】 防犯・防犯 対策の強化 を推進する	4	雨水貯留施設等の整備を推進する	河川整備計画	継続（短期）	①銀行計画に基づき、雨水貯留施設等の整備を推進する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
			新たに推進する施策	継続（短期）	②開発行為や建設行為など流出量が増大する行為に対し、流出抑制施設の設置の義務付けや指導を継続して実施する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
	5	雨水貯留施設等の整備を推進する	河川整備計画	継続（短期）	③公営による雨水貯留施設等の整備をさらに推進させるための方法について、最新情報を収集し、情報共有をはかる。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
			新たに推進する施策	継続（短期）	②公共施設等における雨水浸透ますや貯留施設等の雨水流出抑制施設の設置を推進する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
	6	防犯・防犯対策の強化を推進する	河川整備計画	継続（短期）	②公共施設等における雨水浸透ますや貯留施設等の雨水流出抑制施設の設置を推進する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●
			新たに推進する施策	継続（短期）	②雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置を促進するため、市活動を継続的に実施する。	完了形式/計画進捗	●●●●●	●●●●●	●●●●●	④雨水貯留施設等のリアルタイムモニタリングによる最新の技術的・制度的情勢を収集し、情報共有をはかる。	●●●●●	●●●●●

●：施策の実行主体、○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

【目標3】 地球温暖化に伴う降雨量の増大、海面上昇等の外力強化への適 応をはかる	地球温暖化に伴う降雨量の増大、海面上昇等の外力強化への適 応をはかる		今日にでも発生しうる豪雨（ゲリラ豪雨等の既に顕在化しつつある事象）に対する防災対策		地球温暖化により激化する豪雨（低頻度であるが大規模な豪雨による嚴重なナニヤオ）に対する防災対策		
	地域分類	小分類	各施策内容		各施策内容		
			モニタリング 指標	実行主体	モニタリング 指標	実行主体	
【施策9】 既存の治水 施設の有効 活用、機能 強化と、浸透 水・遊水機 等の保持 外水氾濫量 及び内水氾 濫量を低減	7 堤防の強化を推進する	根拠となる計画 1河川整備計画 2流域水害対策計画 3水防対策推進計画 4水防対策推進計画 5水防対策推進計画 6新たに推進する施策	水防対策推進計画 新たに推進する施策	1河川整備計画	●	1河川整備計画	●
				2流域水害対策計画	●	2流域水害対策計画	●
				3水防対策推進計画	●	3水防対策推進計画	●
				4水防対策推進計画	●	4水防対策推進計画	●
				5水防対策推進計画	●	5水防対策推進計画	●
				6新たに推進する施策	●	6新たに推進する施策	●
				7新たに推進する施策	●	7新たに推進する施策	●
				8新たに推進する施策	●	8新たに推進する施策	●
				9新たに推進する施策	●	9新たに推進する施策	●
				10新たに推進する施策	●	10新たに推進する施策	●
11 下水道の 整備を推進 する	下水道の 整備を推進 する	下水道の 整備を推進 する	下水道の 整備を推進 する	1下水道の整備を推進する	●	1下水道の整備を推進する	●
				2下水道の整備を推進する	●	2下水道の整備を推進する	●
				3下水道の整備を推進する	●	3下水道の整備を推進する	●
				4下水道の整備を推進する	●	4下水道の整備を推進する	●
				5下水道の整備を推進する	●	5下水道の整備を推進する	●
				6下水道の整備を推進する	●	6下水道の整備を推進する	●
				7下水道の整備を推進する	●	7下水道の整備を推進する	●
				8下水道の整備を推進する	●	8下水道の整備を推進する	●
				9下水道の整備を推進する	●	9下水道の整備を推進する	●
				10下水道の整備を推進する	●	10下水道の整備を推進する	●
12 雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	1雨水貯留施設の改良を推進する	●	1雨水貯留施設の改良を推進する	●
				2雨水貯留施設の改良を推進する	●	2雨水貯留施設の改良を推進する	●
				3雨水貯留施設の改良を推進する	●	3雨水貯留施設の改良を推進する	●
				4雨水貯留施設の改良を推進する	●	4雨水貯留施設の改良を推進する	●
				5雨水貯留施設の改良を推進する	●	5雨水貯留施設の改良を推進する	●
				6雨水貯留施設の改良を推進する	●	6雨水貯留施設の改良を推進する	●
				7雨水貯留施設の改良を推進する	●	7雨水貯留施設の改良を推進する	●
				8雨水貯留施設の改良を推進する	●	8雨水貯留施設の改良を推進する	●
				9雨水貯留施設の改良を推進する	●	9雨水貯留施設の改良を推進する	●
				10雨水貯留施設の改良を推進する	●	10雨水貯留施設の改良を推進する	●
13 雨水浸透 施設の設置 の促進を 推進する	雨水浸透 施設の設置 の促進を 推進する	雨水浸透 施設の設置 の促進を 推進する	雨水浸透 施設の設置 の促進を 推進する	1雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	1雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				2雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	2雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				3雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	3雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				4雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	4雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				5雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	5雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				6雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	6雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				7雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	7雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				8雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	8雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				9雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	9雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
				10雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●	10雨水浸透施設の設置の促進を推進する	●
14 雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	雨水貯留 施設の改良 を推進 する	1雨水貯留施設の改良を推進する	●	1雨水貯留施設の改良を推進する	●
				2雨水貯留施設の改良を推進する	●	2雨水貯留施設の改良を推進する	●
				3雨水貯留施設の改良を推進する	●	3雨水貯留施設の改良を推進する	●
				4雨水貯留施設の改良を推進する	●	4雨水貯留施設の改良を推進する	●
				5雨水貯留施設の改良を推進する	●	5雨水貯留施設の改良を推進する	●
				6雨水貯留施設の改良を推進する	●	6雨水貯留施設の改良を推進する	●
				7雨水貯留施設の改良を推進する	●	7雨水貯留施設の改良を推進する	●
				8雨水貯留施設の改良を推進する	●	8雨水貯留施設の改良を推進する	●
				9雨水貯留施設の改良を推進する	●	9雨水貯留施設の改良を推進する	●
				10雨水貯留施設の改良を推進する	●	10雨水貯留施設の改良を推進する	●





●：施策の実行主体、○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

【目標3】 地球温暖化に伴う降雨強度及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応をはかる	今日でも発生しうる豪雨（ゲリラ豪雨等の既に顕在化しつつある事象）に対する防災対策		地球温暖化により激化する豪雨（低頻度であるが大規模な豪雨による顕著のシナリオ）に対する防災対策	
	施策分類	小分類	実施内容	実施主体
25	増大した降雨強度に伴う降雨強度及び降雨強度の増大、海面上昇等の外力変化への適応をはかる	①河川整備計画 ②河川整備計画 ③河川整備計画 ④河川整備計画 ⑤河川整備計画 ⑥河川整備計画	①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
			①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
26	河川からの外水氾濫を懸念する地域への適正な情報提供を推進する	河川からの外水氾濫を懸念する地域への適正な情報提供を推進する	①河川からの外水氾濫を懸念する地域への適正な情報提供を推進する	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
			①河川からの外水氾濫を懸念する地域への適正な情報提供を推進する	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
27	迅速かつ確実な救助に努める	迅速かつ確実な救助に努める	①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
			①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
28	速やかな復旧行動に努める	速やかな復旧行動に努める	①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県
			①実施する事業を明記して事業を実施する施策 ②事業は明記しないが、積極的に推進することを目指す施策 ③全体の事業計画の検討や決定を行うことを目標とする施策 ④施策の有効性、技術開発、制度確立等に向けた検討を実施する施策	東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県

表 3 温暖化適応策アクションプランの新規施策候補

基本方針	計画目標	施策(大分類)	施策(中分類)	施策(小分類)	施策の概要
洪水の危険から鶴見川流域を守る	【目標3】地球温暖化に伴う降雨強度の増大、海面上昇等への適応をはかる	【施策7】降雨特性の変化に適応した治水施設整備	外水氾濫及び内水浸水の発生頻度を低減	新規遊水地等治水施設の検討	・新規遊水地等の治水施設の必要性及び新規施策としての位置づけを検討する
				既設防災調整池の恒久化の促進	・多目的利用、管理の公共への移管等により既設の防災調整池の恒久化を促進する
				流域対策の実施、維持の促進	・税の優遇、助成、融資制度の活用による、防災調整池、各戸貯留施設、浸透マス、浸透トレンチ等の設置・維持を促進する
				公共開発時の割増対策	・公共による再開発の実施時に、基準の1割増しの調整池容量を確保する
		【施策8】既存の治水施設の有効活用、機能強化と流域の有する保水・遊水機能の保持	外水氾濫量及び内水氾濫量を低減	既開発地の面的再整備及び建替え時の貯留及び浸透施設の設置の促進	・既開発地の再整備または建替え時に、新規の貯留及び浸透施設の設置を促進する制度を創設する
				市街化調整区域の開発による流出増大の抑止	・市街化調整区域の開発による流出増大を抑止するための仕組みを検討する
				公園・緑地の整備	・現在設置されている公園内の緑の保全をはかるとともに、今後大規模な自然地を公園として整備する際には緑地の保全をはかる
				農地保全による遊水機能の維持	・農業生産力の向上と優良農地の保全により遊水機能を維持する
		【施策9】まちづくり・地域づくりと一体となる浸水被害の軽減	被害を小さくする構造転換	盛土抑制による遊水機能の維持	・遊水地域への民間残土処分を回避する ・盛土をせず、暗渠排水により乾田化を行う ・盛土高を指導する
				氾濫拡大の抑制	・まちづくりと連携した氾濫拡大を抑制するための仕組みを検討する
【施策10】的確な避難行動につなげる防災情報の提供と防災意識の向上	発災時の被害を最小化する適応策	複数の河川からの外水氾濫を受ける地域への適正な情報提供を推進する	・複数の河川の同時氾濫シミュレーションの検討を行う。		
		大規模複合災害時の危機管理	・想定最大規模の洪水と高潮、大規模地震等が同時生じた場合の危機管理対策について検討する		